

時間外勤務手当の支給割合の引上げ 及び時間外勤務代休時間の新設につ いて

総務部人事課

時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び時間外勤務代休時間の新設について

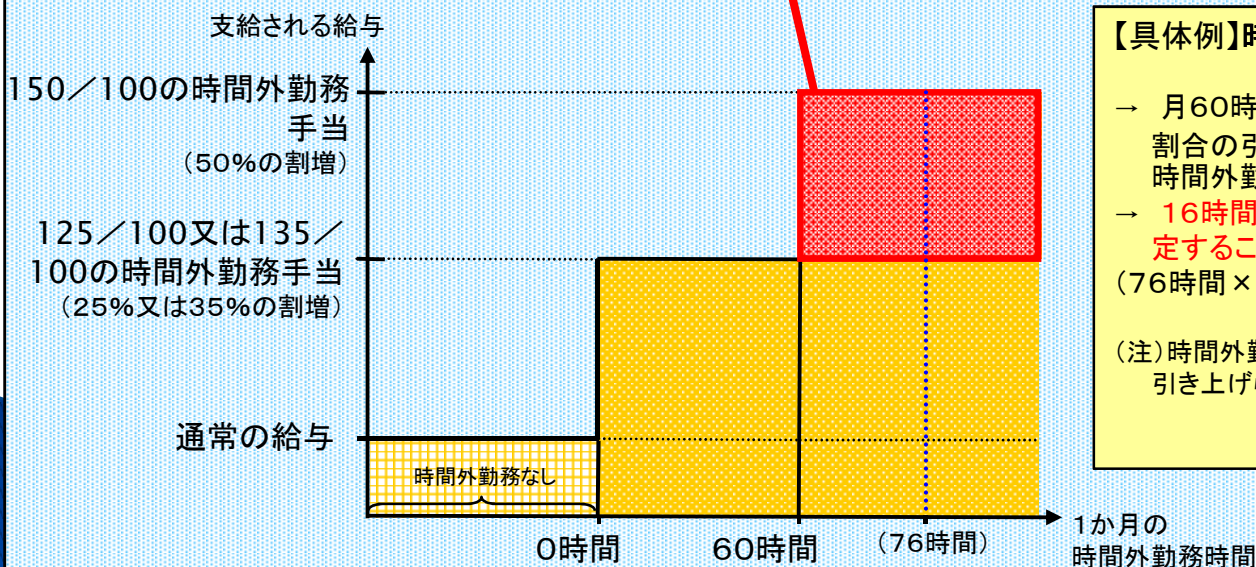
時間外勤務手当の支給割合の引上げ

- 1か月60時間を超える時間外勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。)について、時間外勤務手当の支給割合を $125/100$ 又は $135/100$ から $150/100$ に引き上げ。(深夜勤務の支給割合の加算(+25%)は、変更なし。)

時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定する仕組みを導入

- 1か月に60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定できることとする。
- 時間外勤務代休時間を指定した場合でも、現行の時間外勤務手当の支給割合により支給。

【図】時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定する仕組み



時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、
時間外代休時間の指定が可能

【具体例】時間外勤務を月76時間行った場合(注)

- 月60時間を超える16時間分の時間外勤務手当の支給割合の引上げ分25%(50%-25%)の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することも可能
- $16時間 \times 0.25 = 4時間分$ の時間外勤務代休時間を指定することが可能 (76時間 \times 1.25の時間外勤務手当の支給は必要)

(注)時間外勤務手当の支給割合が $125/100$ から $150/100$ に引き上げられる勤務の場合の例。

1. 時間外勤務手当の支給割合の引上げ

(1) 制度の概要

概要

- 月60時間を超える時間外勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。)に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の150(深夜時間帯は100分の175)に引き上げる (給与条例第13条第4項)
- 時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務の時間について、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給を要しない (給与条例第13条第5項)

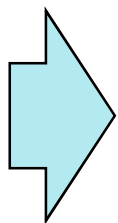
(2) 時間外勤務手当の支給割合

	平日	平日 深夜	土曜	土曜 深夜	日曜	日曜 深夜
60時間以下	125	150	135	160	135	160
60時間超	150	175	150	175		

- ※ 週休日の振替又は4時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間についても、支給割合を25/100から50/100に引き上げる。
- ※ 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等に、月60時間を超える時間外勤務を行わせた場合の平日の7時間45分に達するまでの勤務の支給割合(60時間以下100/100)も150/100となる。

(3) 日曜日又はこれに相当する日の勤務



- ◆ 月60時間の時間外勤務の算定及び時間外勤務手当の支給割合の引上げの対象から除く日は、原則次のとおり。
 - ▶ **通常勤務職員**（勤務時間条例第3条第1項適用職員）
日曜日
 - ▶ **交替制勤務職員**（勤務時間条例第4条第1項適用職員）
月の最初の週休日から、その月の日曜日の日数分の週休日までの週休日



上記の日について、週休日の振替が行われた場合は、その振り替えられた日

※ 4時間の勤務時間の割振り変更の場合は、振替元の時間の属する日も振替先の時間の属する日も週休日ではないため両日とも除く日とはならない。

〈日曜日又はこれに相当する日の勤務(例)〉

 は日曜日又はこれに相当する日を表す。
 は勤務日の振替えを表す。

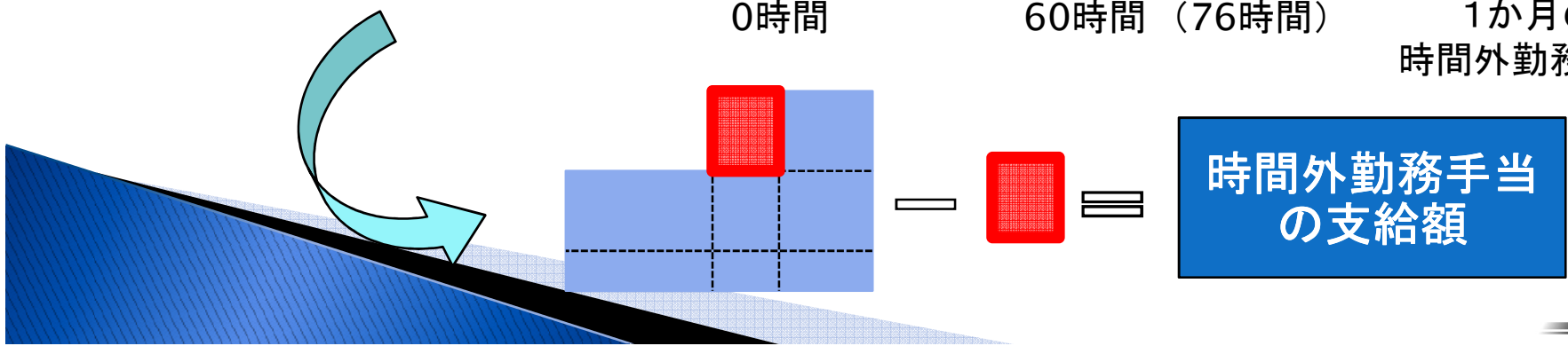
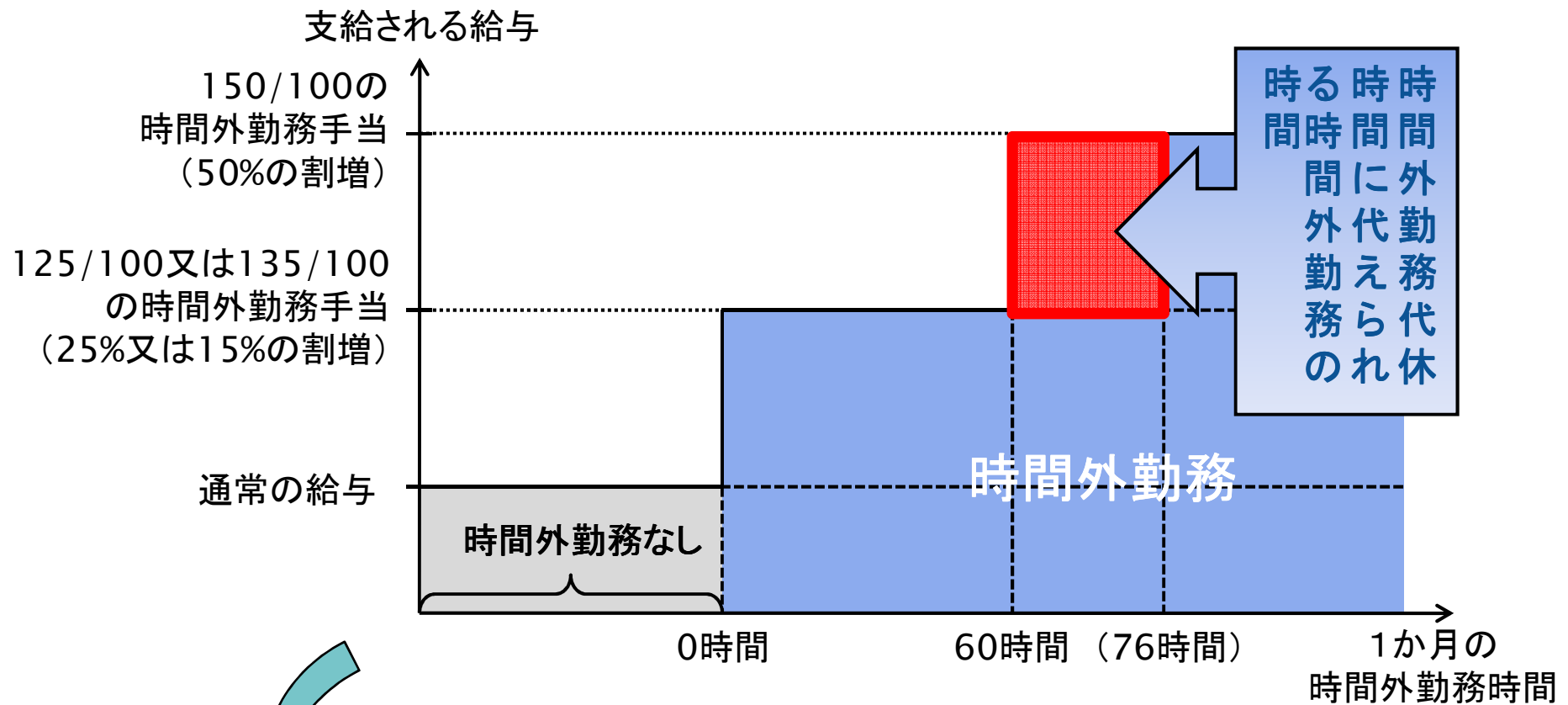
①月の全部を通常勤務職員として勤務した者



②月の全部を交替制勤務職員として勤務した者



(4) 時間外勤務手当の算定



〈時間外勤務手当の算定(例)〉

時間外勤務を月76時間(すべて125/100の区分)行った場合の例

ア 月60時間を超えた時間数を確定

$$60\text{時間超時間数} = 76\text{時間} - 60\text{時間} = 16\text{時間}$$

イ 「16時間」について、①時間外勤務手当を受給するか、②時間外勤務代休時間に充当するか職員が選択 → 所属長が統合庶務システムにより決裁

a 時間外勤務手当で支給する場合

「16時間」について、支給割合を150/100として支給する。

b 時間外勤務代休時間を指定する場合

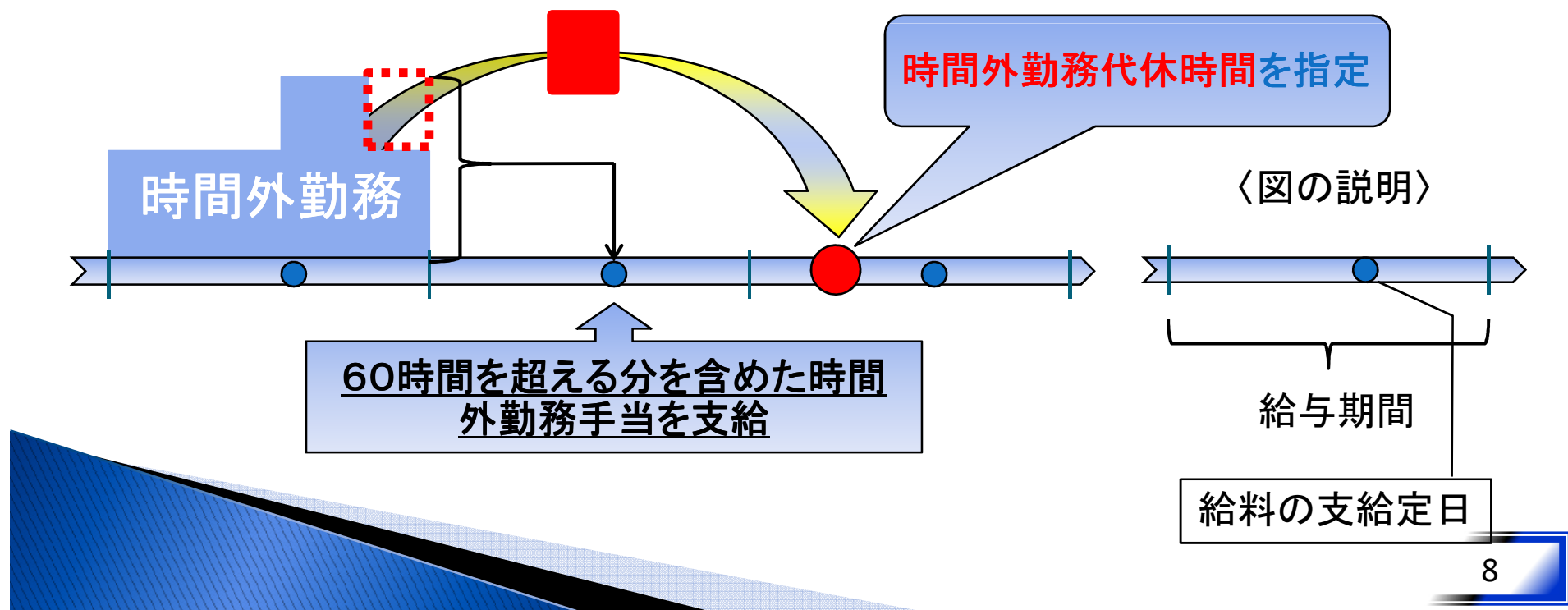
「16時間」に、換算率(125/100と150/100の差=25/100)を乗じて得た時間を時間外勤務代休時間とする。(16時間×125/100の時間外勤務手当は支給する。)

16時間×25/100=4時間 → 時間外勤務代休時間(勤務することを要しない)

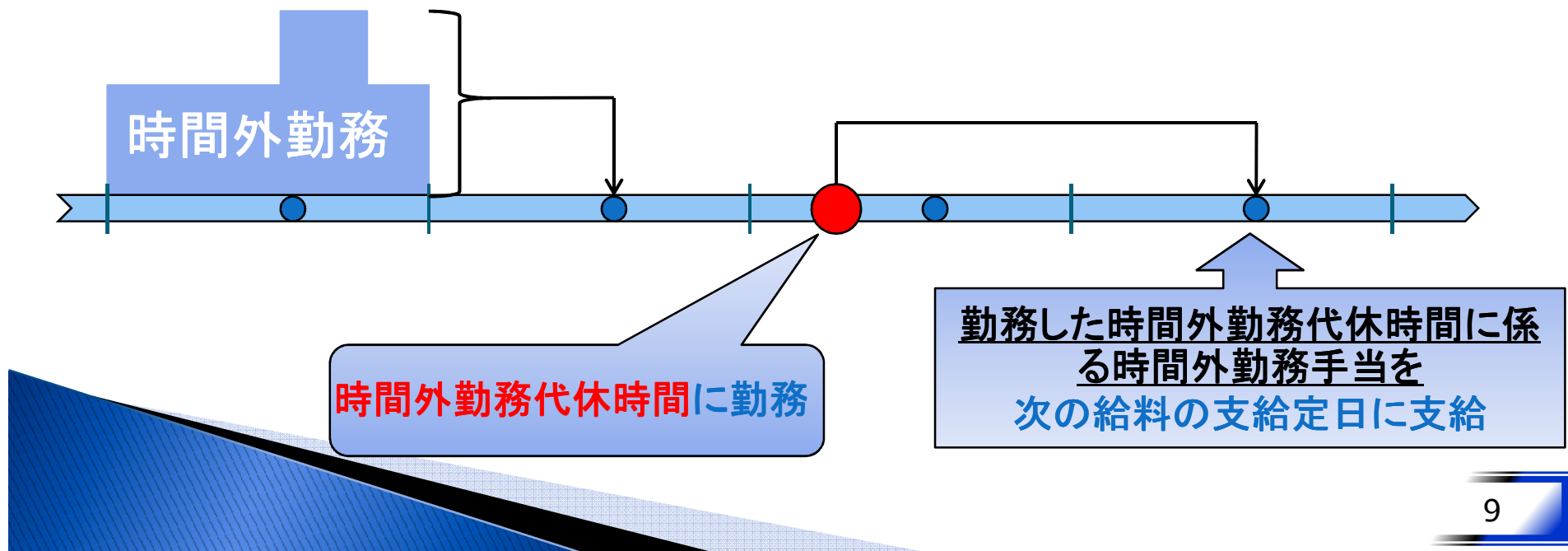
(5) 時間外勤務手当の支給

- ◆ 一の給与期間の分を次の期間における給料の支給定日に支給する

(人事委員会規則7-0第10条第1項)



- ◆ 時間外勤務代休時間に勤務した場合、当該時間外勤務に係る手当は、次の給料の支給定日に支給する
(人事委員会規則7-0第10条第2項)



(6) その他給与関係規則等の改正

- ◆ 交替制勤務職員について、休日勤務手当の支給日とされている祝日法による休日の直後の勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された場合には、休日勤務手当の支給日を翌勤務日とする

(人事委員会規則7-0第13条第1項)

2. 時間外勤務代休時間の新設

(1) 制度の概要

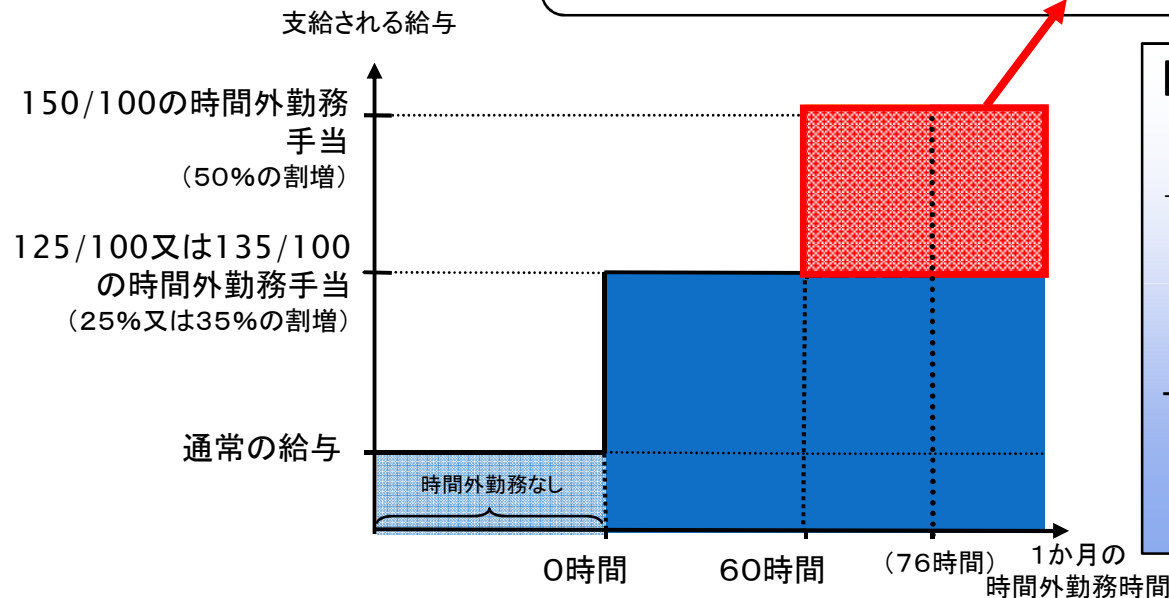
概要

- 1か月について60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分に代えて、時間外勤務代休時間を指定できることとする
- 時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない

(勤務時間条例第8条の4の新設)

時間外勤務手当の支給割合の引上げ分に代えて時間外勤務代休時間を指定するイメージ

時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の全部又は一部の支給に代えて、時間外勤務代休時間の指定が可能



【具体例】時間外勤務を月76時間行った場合
(時間外勤務手当の支給割合が125/100から150/100に引き上げられる勤務の場合)

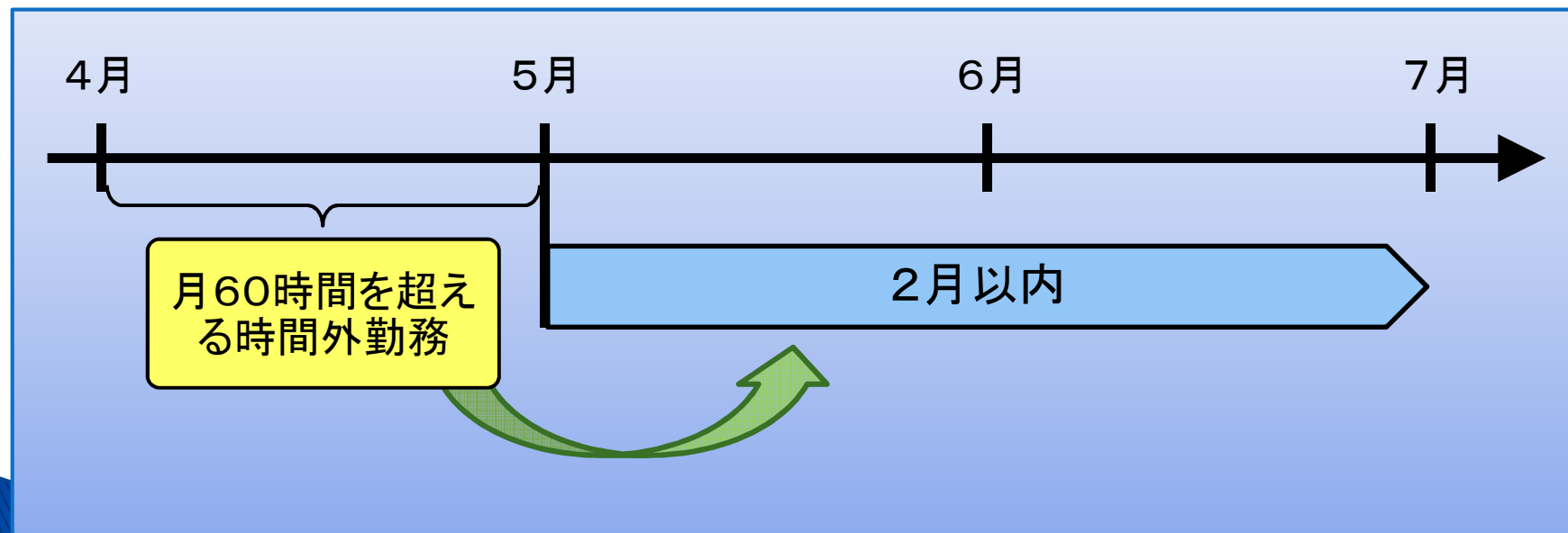
- 月60時間を超える16時間分の時間外勤務手当の支給割合の引上げ分25% (50% - 25%)の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することも可能
- $16時間 \times 0.25 = 4時間分$ の時間外勤務代休時間を指定することが可能 (76時間 \times 1.25の時間外勤務手当の支給は必要)

注1) 時間外勤務代休時間を指定した場合でも、現行の時間外勤務手当の支給は必要

注2) 時間外勤務代休時間を指定した時間に勤務をさせた場合には、原則どおり時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給が必要

(2) 時間外勤務代休時間を指定できる期間

- ◆ 時間外勤務代休時間を指定できる期間は、60時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間
(人事委員会規則13-8第6条の14第1項)

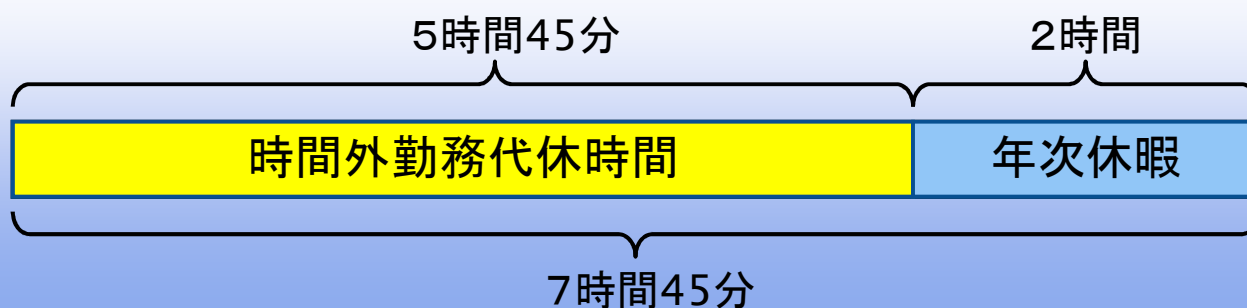


(3) 時間外勤務代休時間の単位

- ◆ 時間外勤務代休時間の指定は4時間又は7時間45分を単位として行う
- ◆ 時間外勤務代休時間と年次休暇を合わせた4時間又は7時間45分とすることも可能

(人事委員会規則13-8第6条の14第3項)

時間外勤務代休時間と年次休暇
を合わせる場合のイメージ

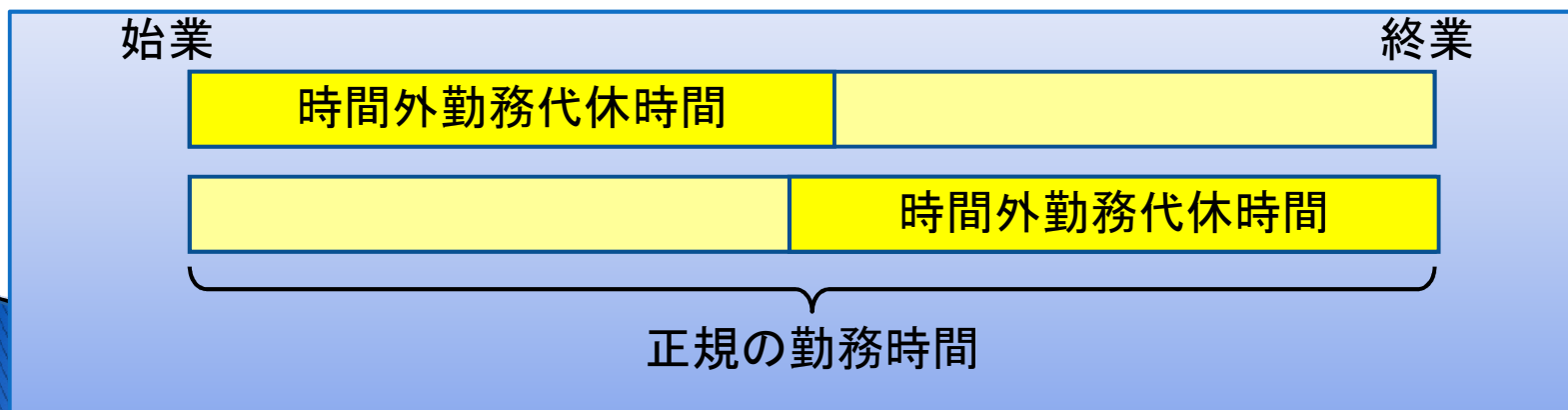


(4) 時間外勤務代休時間を指定する時間帯

- ◆ 1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、始業の時刻又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。

ただし、業務の運営や職員の健康上必要があるときは、勤務時間の途中でも可能である。

(人事委員会規則13-8第6条の14第4項)



(5) 指定に当たっての考慮事項等

- ◆ 職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする

(人事委員会規則第13-8第6条の14第5項)

- ◆ 時間外勤務代休時間制度の趣旨にかんがみ、職員が時間外勤務代休時間の指定を希望しない場合を除き、月60時間を超える時間外勤務をした職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする

(人事委員会規則第13-8第6条の14第6項)

(6) 指定を行う時期等

- ◆ 時間外勤務代休時間の指定は、60時間を超える時間外勤務をした月に係る勤務実績報告日までに職員
の意向を確認の上、直後の給料の支給日までに
行うものとする

